

2023年10月24日

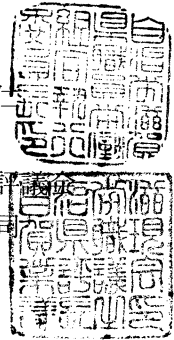
滋賀県知事 三日月 大造 様

自治労滋賀県職員労働組合

執行委員長 根本 守仁

自治労滋賀県職員労働組合現業評

議長 朝田 清司



## 2023年度現業評議会要求書

貴職の県民生活の向上と地方自治の発展に向けたご尽力に、深く敬意を表します。

さて、私たち現業職員は、県政の最前線の職場にあって、多様化する県民ニーズに応え、より質の高い地方公共サービスを提供するために、必要な技術や経験を保持・向上させながら、誇りを持って精一杯日々の業務に励んでいます。

しかしながら私たちを取り巻く情勢は、賃金や人員確保を含めて一般職員以上に厳しい状況に置かれてきています。私たちは、現業（職場）活性化を推進することで、意欲を持って働ける職場環境を作りあげ、社会的に必要とされる仕事としての職の確立に取り組んでいきたいと考えています。

つきましては、今年度の賃金確定交渉にあたり下記のとおり要求をまとめましたので、貴職におかれては、私たちとの交渉に誠実に応じられ、真摯な話し合いを行った上で、精一杯積極的な措置を講じられるよう最大限の努力と対応を求め、速やかに文書により回答されるよう要求します。

### 記

#### 1. 賃金の改善について

- (1) 県関係職場に働く現業職員の賃金、諸手当を改善するため、積極的な措置を講じること。賃金確定に当たっては労働組合との十分な協議を行い、合意の上に進めること。
- (2) 現業職員の低賃金構造を改善するため、技能労務職給料表の職種ごとの格付け運用の一本化等を図ること。少なくとも現行の賃金水準や昇給昇格運用の改悪を行わないこと。
- (3) 中途採用者の低賃金を改善するため、当面「現業モデル賃金(高卒免許職種モデル)」を基準に、入職後の格差是正を積極的に実施すること。また、前歴換算・経験年数換算基準の抜本的な改善を行うこと。

#### 2. 一時金については、年間支給月数を大幅に増額すること。勤勉手当の支給率ウエイトを減らし期末手当への一本化を図ること。また期末手当・勤勉手当の級別加算に伴う行政職との間の格差を解消すること。

#### 3. 人事評価制度の運用については、現業職員が評価の処遇反映において不利が生じ、賃金水準の低下をきたさないよう、適切な取り扱いを図ること。

#### 4. 現業職員の人員確保と業務の見直しについて

- (1) 現業職員の新規採用について、一部職種で再開されたが、他の職種・職場においても採用を行うこと。また、今後の採用方針や職のあり方の基本方針を示すこと。

- (2) 少数人員職場も含めて直営を引き続き堅持し、住民サービスの低下につながる現業業務の民間委託は行わないこと。
- (3) 現在、再任用職員が勤務している職場については、その職員が退職する時点で必ず正規職員で補充すること。
- (4) 福祉職場の調理師の現行人員配置を維持するため、欠員については、正規職員の増員を基本に確保を図ること。特に、近江学園の調理師について、正規職員の複数配置を行うこと。
- (5) 農業技術振興センターにおいては、新規採用が再開されたが、引き続き農業技術員の欠員を正規職員で補充すること。
- (6) 道路管理技術員は、1班3名体制が前提であるにも拘わらず、1人職場となっている事務所が増えており、事実上体制が維持できていない。この現状に対する基本認識と今後の職に対する方針を示されたい。

#### 5. 現業職員の定年引上げの対応について

来年度からの定年引上げの実施に際して、現業職員は「加齢に伴う身体的な機能の低下が職務遂行に支障をきたすおそれがある事実上の「困難職種」であると考えられることから、運用において特段の配慮を行うこと。

#### 6. 現業職員の採用経過（現地採用）を引き続き尊重するとともに、人事異動の必要が生じた場合は事前に労働組合と協議をするとともに、本人の希望を最大限尊重すること。

#### 7. 公用車問題について

- (1) 公用車（本庁総務課集中管理車を含む）の使用は当該職員の業務（現場への移動）に限定するとともに、送迎などの運転業務には使用させないように引き続き関係職場に周知徹底すること。
- (2) 公用車の安全管理の立場からも、更新基準を「7年または10万km」とすること。

#### 8. 労働安全衛生の充実および職場環境の改善について

- (1) 危険作業に携わる現業職員の安全対策として、労働安全衛生意識の向上につながる啓発や学習の機会を保障すること。特に、腰痛の危険性の高い業務に従事する現業職員の健康対策として、腰痛予防のための研修を行うとともに、引き続き作業車の車種改善や、建設機械等の設備の導入、資格の取得など積極的な労働安全対策を行うこと。
- (2) 現場作業に従事する現業職員に対する被服貸与については現場の環境に応じた機能的なものに根本的に見直すこと。また、空調付き作業服等については、貸与可能であるのも拘わらず、周知がなされず自己負担している所属が少なくないことから、周知も含めて積極的な対応を図ること。
- (3) 県の事務処理の多くがPCによるシステム化が進められ、旅費や給与も含めて端末機器による処理が増加していることから、現業職についても個々人からの申請主義でなく全員一律に端末機器配備を行うこと。また、IT講習にも積極的に参加できるよう環境を整え、職場でのフォローを行うこと。

#### 9. 現業職員においては労働協約締結権があることから、労使合意を遵守し、一方的な給与改定を行わないこと。

#### 10. 当労組現業評議会との労働協約について速やかに締結すること。